個 別 事 業 計 画 書

所管部署:市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事 業 名	不妊治療費給付事業	細耳	事 業	名			新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る				南丹市不妊治療給付事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			根拠法令等				
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進							
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度		年度	当該年度には	おける事業の実施内容	当該年度に目指	す成果・効果	事業費
現状の課題	少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。 る。 不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費 用負担は大きい。		平 成 24	及び人工授精 の2分の1以内 助成の限度額 みの場合、1年	ち、保険適用のある治療 が対象で、本人負担額 が対象で、本人負担額 の額を助成。 は、保険適用の治療の き度の診療につき6万円。 合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。 出生数が増える。	1,040	
具体的な実施 内 容	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精に要する本人負担額の2分の1以内の額を助成する。	1計画年度ごとの事業概要と目標・	年 度					
			平 成 25 年 度	及び人工授精 の2分の1以内 助成の限度額 みの場合、1年	は、保険適用の治療の E度の診療につき6万円。 合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する える。 出生数が増える。	版する 夫婦が増	1,400
事業の目的	不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。							
事業の効果	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。	事業費	平成26年度	及び人工授精 の2分の1以内 助成の限度額 みの場合、1年	5、保険適用のある治療が対象で、本人負担額が対象で、本人負担額の額を助成。は、保険適用の治療のきの診療につき6万円。合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠 える。 出生数が増える。	辰する夫婦が増	1,400